



鳥取県公報

平成14年 4月30日(火)
第 7 3 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (282) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (283) (") 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (284) (耕地課) 2
	土地改良事業の認可 (285) (") 2
	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (286) (森林保全課) 2
教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (10) (総務福利課) 3
海区漁調	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 3
委告示	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 (2) 4
公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) 4

告 示

鳥取県告示第282号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団みやもと産婦人科医院	鳥取市叶293 - 7	平成14年 2月 5日
岡崎内科医院	米子市上福原二丁目17 - 20	平成14年 3月 1日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院 法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺398	平成14年 3月 6日
竹内内科医院	鳥取市本町五丁目202	平成14年 4月 1日
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿552 - 2	"
ふくいちクリニック	米子市福市1668 - 7	"
せいきょう歯科クリニック	鳥取市末広温泉町566	"
いな薬局	西伯郡名和町大字富長749 - 3	"
福部村診療所宮本医院	岩美郡福部村大字海士359 - 7	平成14年 4月10日

鳥取県告示第283号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
みやもと産婦人科医院	鳥取市叶293 - 7	平成14年2月4日
岡崎内科医院	米子市上福原二丁目17 - 20	平成14年2月22日
医療法人社団細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺398	平成14年3月6日
N T T 西日本鳥取健康管理センター	鳥取市寺町150	平成14年3月24日
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿552 - 2	平成14年3月31日
竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目202	〃

鳥取県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、富海土地改良区の定款の変更を平成14年4月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市別所666 - 2 松井進ほか43人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業城ヶ谷地区区画整理及び農用地造成）を平成14年4月23日認可したので、同法第95条第4項の規定により告示する。

平成14年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第286号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成14年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課、各地方農林振興局及び日野総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。

平成14年4月30日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県教育委員会職員（司書）採用候補者選考試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	教育委員会 総務福利課
	第2次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	最終試験結果の通知日から1月間	
	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃	

海区漁業調整委員会 告 示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年4月30日

鳥取海区漁業調整委員会会長 伊 藤 美 都 夫

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成14年5月1日から同年9月30日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備えつけなければならない。

イ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

エ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

オ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

1の(3)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年4月30日

鳥取海区漁業調整委員会会長 伊 藤 美 都 夫

ひきなわ釣漁業については、平成14年6月1日から同年8月31日までの間は、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成14年4月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

実 施 機 関	開示請求件数	処 理 状 況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
知事（知事部局）	6	4	1	0	1

知事（企業局）	0	0	0	0	0
病院事業管理者	5	5	0	0	0
教育委員会	14	14	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
合 計	25	23	1	0	1

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

実施機関	開示請求の件数
知事	46
教育委員会	628
人事委員会	373

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の3実施機関のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

実 施 機 関	個人情報訂正請求件数	処 理 状 況	
		訂 正	非 訂 正
知事（知事部局）	1	0	1
知事（企業局）	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
合 計	1	0	1

4 個人情報は正請求の件数及び処理状況

請求なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

請求なし

